

令和7年4月から

学校諸費の口座振替手数料が 有料となります

令和6年12月
岐阜県教育委員会

岐阜県では、授業料及び入学金（以下、授業料等という。）と学校諸費を保護者様の口座から口座振替で納入していただいております。

その際の口座振替手数料については、これまで金融機関において無料となっておりましたが、令和7年4月から有料となり、保護者様にご負担いただくこととなりました。

ご理解ご協力を賜りますよう、お願いいたします。

さらに、各学校において学校諸費の会計事務を行っておりますが、その際の振込手数料についても、これまで金融機関において優遇措置^(※1)を受けておりましたが、令和7年4月から優遇措置が廃止され、規定料金^(※2)が必要となります。

PTA等の団体等で予算確保していただくこととなりますので、こちらもご理解ご協力を賜りますよう、お願いいたします。

(※1) 優遇措置を受け、各学校が支払っていた振込手数料は金融機関によって異なる。

(※2) 規定料金は、金融機関によって異なる。

保護者様口座			
①	授業料	入学金	学校諸費
②			学校諸費 + 口座振替手数料
	↓		
	岐阜県 公費収入		↓
			各学校の 学校諸費講座

1振替あたり
110円（税込）
を学校諸費と
合算して
口座振替します。

口座振替手数料有料化にかかるQ & A

Q 口座振替手数料がかかるとのことだが、いつからか。

A 令和7年4月1日から口座振替手数料がかかります。

Q 授業料等と学校諸費があるがどちらにかかるのか。

A どちらにもかかります。ただし、授業料等のみの場合及び授業料等と学校諸費を合算して口座振替する場合は県費負担で、学校諸費のみ口座振替する場合は保護者様の負担となります。

Q 就学支援金の対象になった場合はどうなるのか。

A 就学支援金対象になると保護者様の口座から授業料相当分は口座振替されず、学校諸費のみ口座振替をします。

ただし、年度途中で就学支援金の認定(または不認定)状況が変わる場合があるため、認定、不認定に関わらず、一旦全ての方から口座振替手数料分をお預かりし、各学校での個別精算時に精算させていただきます。

Q 学校諸費のみの場合はなぜ保護者負担なのか。

A 学校諸費は公費ではなく、私費だからです。

Q 公費とは。

A 学校運営（教職員の給料、施設の管理運営、教育活動等）にかかる経費であって、県立学校共通の水準の維持に必要な経費とし、原則的に公費により対応するもので、私費はそれ以外のものとなります。

Q 保護者の1件あたりの口座振替手数料はいくらなのか。

A @110円/件です。

Q 口座振替手数料は、保護者口座がどこの金融機関であっても同一単価か。

A 口座振替手数料は@110円/1件の同一単価です。